

定 款 規 則 集

平成 29 年 7 月



一般社団法人
北海道歯科医師会

目 次

① 一般社団法人北海道歯科医師会定款	1
② 一般社団法人北海道歯科医師会定款施行規則	15
・ 入会金の特別措置に関する規程	21
・ 登録歯科医師制度の取扱い	22
・ 歯科医師臨床研修医の取扱い	23
③ 一般社団法人北海道歯科医師会選挙規則	24
・ 選挙管理会規則	24
・ 役員選挙等規則	27
・ 代議員選挙規則	31
・ 会長予備選挙規則	33
④ 一般社団法人北海道歯科医師会代議員会議事規則	38
・ 代議員会議事規則に関わる傍聴者の発言の取扱い	43
⑤ 一般社団法人北海道歯科医師会入院補償共済保険規則	44
⑥ 一般社団法人北海道歯科医師会死亡弔慰金規則	54
⑦ 一般社団法人北海道歯科医師会災害共済保険規則	56
⑧ 一般社団法人北海道歯科医師会殊遇規則	69
⑨ 一般社団法人北海道歯科医師会監査規則	70
⑩ 一般社団法人北海道歯科医師会理事会規程	76
⑪ 一般社団法人北海道歯科医師会常務理事会規程	82
⑫ 一般社団法人北海道歯科医師会委員会規程	84
⑬ 一般社団法人北海道歯科医師会 予算決算特別委員会規約	86

⑭	一般社団法人北海道歯科医師会	
	予算決算特別委員会運営細則	89
⑮	一般社団法人北海道歯科医師会会計規則	91
⑯	一般社団法人北海道歯科医師会	
	役員報酬・退職金支給規程	95
⑰	一般社団法人北海道歯科医師会旅費規則	99
⑱	一般社団法人北海道歯科医師会審議会規則	101
⑲	一般社団法人北海道警察歯科協力医会規程	102
⑳	一般社団法人北海道歯科医師会歯科医師共済会規程	104
㉑	一般社団法人北海道歯科医師会事務局組織規程	105
㉒	一般社団法人北海道歯科医師会	
	役員および職員傷害保険金支給規程	109
㉓	一般社団法人北海道歯科医師会会員顕彰規程	111
㉔	一般社団法人北海道歯科医師会図書室規約	112
㉕	一般社団法人北海道歯科医師会災害義援金取扱規程	114
㉖	一般社団法人北海道歯科医師会個人情報保護規程	115
㉗	一般社団法人北海道歯科医師会情報管理規程	123
㉘	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程	129
㉙	パワー・ハラスメントの防止等に関する規程	131
㉚	一般社団法人北海道歯科医師会職員就業規則	133

一般社団法人北海道歯科医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道歯科医師会と称する（以下「本会」という）。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本歯科医師会及び郡市区歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、国民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって北海道民の健康と福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 医道高揚に関する事項
2. 社会保障制度における歯科医療の確立に関する事項
3. 公衆衛生・歯科保健の研究と普及啓発に関する事項
4. 歯科医学・歯科医療の進歩発展に関する事項
5. 地域医療並びに学校歯科保健に関する事項
6. 歯科医師の研修に関する事項
7. 道民及び会員への広報活動に関する事項
8. 会員の福祉・歯科医業の向上による道民の健康と福祉の増進に関する事項
9. 会誌、会報その他印刷物の発行に関する事項
10. 特定保険業に関する事項
11. その他本会の目的を達成するに必要な事項

② 前項各号の事項を実施するに必要な規則は、別に定める。

- ③ 第1項各号の事業は、北海道内において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員をおく。

1. 正会員
 2. 準会員
- ② 前項の会員の資格は一人いずれか一個とし、重複して取得することはできない。
- ③ 第1項の会員のうち、終身会員は別途規則に定める。

(正会員の資格の取得)

第6条 前条の正会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者で、かつ、本会の目的及び事業に賛同した者とする。ただし、本会が承認した郡市区を区域とする歯科医師会（以下「郡市区歯科医師会」という）の会員（北海道歯科医師会の正会員に相当する会員）に限る。

- ② 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて、本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- ③ 前項の手続きは、別に定める。
- ④ 本会に入会しようとする者は、郡市区歯科医師会を経て前項に規定する手続きを行なうものとする。
- ⑤ 本会は、第2項の諾否を決めたときは、その旨を、書面をもって当該入会の申込みをした者に通知する。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された次に掲げる社員の権利を、第4章代議員と同様に本会に対して行うことができる。

1. 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
2. 同法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
3. 同法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
4. 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
5. 同法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

6. 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

7. 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

8. 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- ② 正会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、並びに本会の事業に関し意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

（正会員の義務）

第8条 正会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

- ② 正会員は、本会所定の会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。

（任意退会）

第9条 正会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を、郡市区歯科医師会を経て本会へ提出しなければならない。

- ② 退会しても、支払った会費及び負担金の返還を受けることはできない。

（身分喪失）

第10条 郡市区歯科医師会の会員（北海道歯科医師会の正会員に相当する会員）たる身分を失った者は、当該歯科医師会から本会に通知があったときから本会の正会員たる身分を失うものとする。

（会費等の未納に伴う退会）

第11条 本会は、正会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは、催告し、なお支払わぬときは、理事会の決議により退会させることができる。

- ② 前項により退会された者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、正会員の資格を復すものとする。

- ③ 本条の退会については、第12条第3項の規定を準用する。

（戒告・除名）

第12条 正会員であって、次の各号の一に該当するものは、戒告、正会員の権利（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の権利を除く）の一部停止、除名することができる。

1. 歯科医師としての職務をけがした者

2. 本会の体面をけがした者
 3. 本会の綱紀をみだした者
 4. 正会員たる義務を怠った者
 5. 本会の会員たる身分を有することが加入の要件となっている団体において、構成員としての義務を怠った者
- ② 前項に規定する戒告、正会員の権利の一部停止、除名は、理事会の決議を経て、代議員会の決議を経るものとする。ただし、代議員である正会員の、代議員たる資格の喪失については、第15条第1項による。
 - ③ 前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、日本歯科医師会、所属の郡市区歯科医師会及び本人に通知する。
 - ④ 本会から除名された者は、5年を経過した後、本人よりの申し出に従い、理事会の決議を経て再入会することができる。

(準 会 員)

第13条 準会員は、本会の正会員としての権能を有しないが、本会の定款その他諸規則に従う義務を負い、また、本会主催の学会に出席し、その学術研究を発表し、又は本会の会誌及び刊行物を受けることができる。

- ② 準会員の資格、入会、退会、除名及び会費、負担金等の必要事項は、定款施行規則で定める。

第4章 代 議 員

(代議員の選出)

第14条 本会は、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- ② 代議員の数は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出されるものとする。
- ③ 代議員を選出するため、郡市区歯科医師会毎に正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は別に定める。
- ④ 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することができる。

- ⑤ 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- ⑥ 第3項の代議員選挙は、2年に1度を実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする）なお、当該代議員は、第2項の代議員の数に含まないものとする。
- ⑦ 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑧ 予備代議員の数、選出方法及び資格の喪失は、代議員の規定を準用する。
（代議員の資格の喪失）

第15条 代議員会は、第12条第1項に掲げる事項に該当する場合、代議員たる義務を怠った場合、その他正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。なお、本項により代議員の資格を喪失した場合でも、当然には正会員の資格は喪失せず、正会員の資格については第12条の定めに従う。

- ② 前項のほか、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
1. 第10条により正会員の資格を失ったとき
 2. 郡市区歯科医師会の所属を変更したとき
 3. 辞任したとき
 4. 死亡又は退会

第5章 代議員会

(構成)

第16条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

② 前項の代議員会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第17条 代議員会は、次の事項について決議する。

1. 代議員の資格の喪失
2. 正会員の除名
3. 役員の選任又は解任
4. 役員の報酬等の額
5. 事業計画書及び収支予算書を記載した書類の承認
6. 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
7. 定款の変更並びに定款施行規則の改正及び規則の制定変更
8. 解散及び残余財産の処分
9. 入会金の額並びに会費及び負担金の額
10. その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 代議員会は、定時代議員会として毎年度6月に1回に開催するほか、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第19条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

② 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第20条 代議員会の正副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で選出する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議 決 権)

第21条 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

- ② 代議員は、予備代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決 議)

第22条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
1. 代議員の資格の喪失
 2. 正会員の除名
 3. 監事の解任
 4. 定款の変更
 5. 解散
 6. その他法令で定められた事項
- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第23条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議事録は、議長及び当日議長の指名した出席代議員 2 名がこれに記名押印し、これを本会に保管する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第24条 本会に次の役員を置く。

理事 18名以上22名以内

監事 3名以内

- ② 理事のうち、1名を会長とする。
- ③ 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- ④ 副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- ⑤ 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。
- ⑥ 役員及び代議員は、互に他を兼ねることができない。

(役員の選任及び解任)

第25条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任及び解任する。

- ② 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- ③ 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- ④ 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- ⑤ 役員は、正会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 本会においては、理事会の決議により、次の役職を置く。

- ② 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- ③ 副会長は3名以内とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- ④ 専務理事は1名とし、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるとき又は会長及び副会長共に欠けたときは、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- ⑤ 常務理事は9名以内とし、会長の旨を受けてその担当事務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。
- ⑥ 前各項に定める以外の業務執行理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、予め理

事会で決めた順位に従い、常務理事共に事故あるときは、その職務を代理し、総て欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
③ 増員として選任された理事任期は、他の役員任期の満了する時までとする。

(任期満了等における前任者の職務)

第29条 理事又は監事は、定款第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第30条 役員に対して、その職務の対価として、代議員会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を代議員会の決議を経て支給することができる。

(責任の免除)

第31条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- ② 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理 事 会

(構 成)

第32条 本会に理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び業務執行理事の選定及び解職

② 前項第3号の会長選定にあたっては、会長予備選挙の結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

② 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、理事が理事会を招集する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 事 務 局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 会計及び財産

(基本財産)

第38条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- ② 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外するときは、理事会及び代議員会の承認を要する。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第1号から第5号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第1号、第3号、第4号の書類については、定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- ② 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

(会計規則)

第42条 会計及び財産に関する細目は、別途会計規則に定める。

(剰余金の分配)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(基金)

第44条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- ② 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- ③ 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について定時代議員会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第10章 団体契約

(団体契約)

第45条 本会は、目的である事業を行うために必要な事柄につき、団体契約を締結することができる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人の関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事である会長は、富野 晃とする。
3. 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は、平成25年6月の定時代議員会の終結の時までとする。

川原敏幸	長江俊一	金井義明	紺野純一	後藤 衛
馬場宏治	野尻正博	山田宏一	烏谷部純行	龍方省二
上田 昇	河野崇志	後藤伸司	牧野義臣	木下隆二
魚津修司	小島 健	青森佳寿子	百海 均	山本耕一
仲川弘誓				
4. 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。

榊 隆	青木秀志	馬場雅人
-----	------	------
5. この定款の施行後最初の代議員及び予備代議員は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は、平成25年6月末日までとする。
6. この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選出された者とみなす。ただし、その任期は、それぞれ平成25年6月末日までとする。
7. 一般社団法人及び一般財団法人の関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1. この定款は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この定款は平成28年6月25日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会定款施行規則

(正会員資格の取得時期)

第1条 正会員の取得時期は、入会申込書、入会金、会費及び負担金が本会に届いた日とする。

(入会申込書の記載事項)

第2条 定款第6条に規定する入会申込書は、本会が別途定める様式とし、入会申込書には、生年月日、住所、就業所の所在地、歯科医師免許の年月日及び番号を記入し、それぞれ署名押印しなければならない。

2. 入会申込書については、郡市区歯科医師会の会長の押印がなされていなければならない。

(住所と就業所とを異にする場合等)

第3条 定款第6条に規定する正会員の入会手続において・住所と就業所とが郡市区を異にする場合は、就業所のある郡市区歯科医師会の会員として手続をするものとする。

2. 郡市区を異にして2以上の就業所を有する場合は、それぞれの郡市区歯科医師会の会員とならなければならない。

3. 前項に該当する会員は、それぞれの郡市区歯科医師会の会員として義務を負うものとする。ただし、本会における権利の行使についてはあらかじめ本会に届出した主たる就業所のある郡市区歯科医師会の会員とする。

(郡市区歯会異動)

第4条 所属していた郡市区歯科医師会を異にする就業所の移転の際は、郡市区歯会異動の手続きを行うものとし、その手続き日から1年以内に新たな就業所を区域とする郡市区歯科医師会への入会が完了するものとする。

(記載事項変更の届出)

第5条 正会員は、第2条の記載事項に変更を生じたときは、30日以内にその所属の郡市区歯科医師会を通じ、本会に届出なければならない。

2. 郡市区歯科医師会は、毎月末日現在の会員数を翌月10日までに本会に報告しなければならない。

(会費、負担金の徴収、会費の減免)

第6条 郡市区歯科医師会は、その所属の正会員のために、その会員が定款第8条2項の規定により本会に支払う入会金、会費及び負担金を徴収して本会に送金するものとする。

2. 一診療所または病院に所属する正会員のうち、その責任者（管理者を含む）のほかは、本会の会費を減額することができる。
3. 前項に規定する責任者が、終身会員となった場合は、当該診療所または病院に所属するその他の正会員のうち、1名をその責任者とみなす。
4. 正会員のうち特別な事情のある者に対し、郡市区歯科医師会長から申し出があった場合は、理事会の決定により、会費を減免することができる。

(入会の時期による減額及び年度の途中で死亡・退会した会員の会費)

第7条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した正会員の会費は、その年度の全額とし、10月1日以後入会した正会員の会費は、その年度の年額の2分の1額とする。ただし、入会金及び負担金については、この限りでない。

2. 9月30日までに死亡・退会した場合の正会員の会費は、その年度の年額の2分の1額とする。

(準会員)

第8条 定款第5条に規定する準会員とは次に掲げる者であって、本会に準会員として入会した者をいう。

- 一 公務員である歯科医師（国、道または市町村が開設する病院または診療所に勤務する者を除く）
 - 二 医育研究機関またはこれに類する機関に勤務する歯科医師。
 - 三 本会の正会員であって、長期の疾病、老齢、その他の理由により所属郡市区歯科医師会を脱会したとき、あるいは脱会後移転し、転居先の郡市区歯科医師会に入会することが困難であると理事会で認定された歯科医師。
2. 前項各号に掲げる者のうち、開業しているもの及び異動先で開業するものを除く。
3. 第1項第三号に該当する者を認定するについては、関係郡市区歯科医師会長の意向を徴さなければならない。

(準会員に関する準用規定)

第9条 準会員の入会、退会、戒告、除名及び会費、負担金については、定款第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、並びに定款施行規則第1条、第2条、第3条及び第4条、第5条の規定を準用する。

(終身会員)

第10条 30年以上本会の会員であって、70歳以上に達した者は、敬意を表するため終身会員とする。

2. 前項に関する殊遇規則は、別に決める。

(郡市区歯科医師会の承認)

第11条 定款第6条第1項に規定する本会が承認した郡市区を区域とする歯科医師会とは、本会の定款と抵触しない定款で設立された郡市区を区域とする歯科医師会であって、本会の理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(郡市区歯科医師会との取り交わし)

第12条 本会と郡市区歯科医師会との連携を図り、定款第3条及び第4条を実現するために必要に応じて協定書を取り交わすこととする。

(代議員選出の員数)

第13条 定款第14条第2項の代議員の数は、郡市区歯科医師会における本会正会員50名に対し1名、51名以上は60名に対して1名(端数に対しても1名)の割合で選出するものとする。

第14条 前条の代議員選出の数は、前年9月末日現在の本会正会員数で決める。

(委員会の設置)

第15条 本会に委員会を置く。

2. 委員会は委員をもって組織する。

(委員会の種類)

第16条 委員会は、会長の委託、諮問にこたえる機関及び代議員会の委任事項に関する審議機関の2種とする。

2. 前項の会長の委託、諮問機関を、常任委員会と臨時委員会とする。

一 常任委員会 会長が会務につき、その部門に属する事柄を委託する。

二 臨時委員会 会長が特に臨時に必要と認めた事柄を諮問する。

3. 第1項の代議員会の委任事項を審議する機関を特別委員会とする。特別委員会
は、代議員会の議決により特定の事項を審議する。

(常任委員の定数)

第17条 常任委員会の委員は、各10名以内とする。ただし、必要あるときは、増員
することができる。

2. 常任委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3. 常任委員の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

(常任委員長、副委員長等の互選)

第18条 常任委員会の委員長は常務理事とし、副委員長は理事とする。なお必要ある
ときは常任委員の互選により幹事若干名を置くことができる。

(常任委員会の種類、名称及び任務)

第19条 常任委員会の種類、名称及び任務は、理事会の議を経て会長が決める。

(臨時委員会)

第20条 臨時委員会の委員の定数等については、第17条第1項及び第2項の規定を準
用する。

2. 臨時委員会の任期は、当該審議の終了したときをもって解任されるものとする。

3. 委員長及び副委員長各1名を互選する。なお必要あるときは委員の互選により
幹事若干名を置くことができる。

(特別委員会)

第21条 特別委員会の委員は、代議員会で選出し、会長が委嘱する。

2. 特別委員会の定数については、第17条第1項の規定を準用する。

3. 特別委員の任期は、他の規則で定めるものを除き代議員会で当該審議の終了し
たときをもって解任されるものとする。

4. 委員長及び副委員長各1名を互選する。なお必要あるときは委員の互選により
幹事若干名を置くことができる。

(特別委員会の審議結果報告書)

第22条 特別委員会は、その審議結果を、代議員会議長及び会長に文書をもって報告
しなければならない。

(郡市区歯科医師会長会議)

第23条 本会に郡市区歯科医師会長会議を置く。

2. 郡市区歯科医師会会長会議は、郡市区の会長をもって組織する。
3. 郡市区歯科医師会会長会議は、本会の運営に関する重要事項を協議し、本会と郡市区歯科医師会及び郡市区歯科医師会相互の連絡協調を図り、もって本会の目的推進に資する機関とする。
4. 郡市区歯科医師会会長会議は、理事会の議を経て会長が招集する。

第24条 郡市区歯科医師会会長会議は、次の事柄を協議する。

- 一 入会金、会費、負担金等の徴収方法に関する事柄
- 二 文書、資料等の配布に関する事柄
- 三 団体行動に関する事柄
- 四 正会員の指導研修に関する事柄
- 五 正会員の慶弔、援護及び救済に関する事柄
- 六 調停に関する事柄
- 七 その他会務の実施及び運営の打合わせに関する事柄

(常務理事会)

第25条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。

2. 常務理事会は常務を処理し、会長は随時必要な場合に招集する。
3. 常務理事会の必要な事柄は、別に決める。

(選挙管理会及び審議会)

第26条 本会に選挙管理会を置く。

2. 選挙管理会は、選挙管理委員をもって組織する。
3. 選挙管理会の構成、任務その他必要な事柄は、選挙規則で決める。

第27条 本会に審議会を置く。

2. 審議会の構成、任務その他必要な規則は別に決める。

第28条 本会に顧問及び嘱託を置くことができる。

2. 顧問及び嘱託は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問及び嘱託の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。但し、契約は1年毎とする。

第29条 会務運営の円滑を期するため地区制を置くことができる。

2. 地区制は当分の間次のとおりとする。

札幌地区 札幌

道 央 西 地 区	小樽市	後志	
道 南 地 区	函館	室蘭	
道 央 東 地 区	千歳	苫小牧	日高
道 北 地 区	旭川	稚内	留萌
道 東 地 区	十勝	釧路	北見
道 央 北 地 区	空知	岩見沢	美唄

附 則

1. この規則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 改正前の定款第7条一号の郡市区歯科医師会は、改正定款第6条1項但し書きに規定された郡市区歯科医師会とする。

附 則

1. この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

1. この規則は平成28年6月25日から施行する。

入会金の特別措置に関する規程

第1条 この規程は、病院に併設する歯科並びに市町村立の歯科診療所及び医療法人の分院に勤務する歯科医師で、入会金の特別措置に関し申し出があった場合に、その取扱いについて定める。

第2条 上記の医療機関に勤務する歯科医師の入会金は、医療機関が納入する。

第3条 上記の医療機関に勤務する歯科医師に変動が生じた場合は、医療機関は再度入会金の納入は要しない。

第4条 上記の医療機関に勤務する歯科医師が、新たに診療所等を開設したり、本会正会員の診療所等に勤務した時は、入会金を納入しなければならない。

第5条 上記の医療機関に勤務する歯科医師は、正会員としての権利・義務は生じる。

第6条 この特別措置を受けようとする場合は、郡市区歯科医師会を経由して申し出るものとする。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

登録歯科医師制度の取扱い

1. 登録歯科医師制度とは、地域歯科医療の充実に寄与するため、道内において歯科医療活動をし、将来本会の正会員となるべき歯科医師で、正会員のところに勤務する方々を対象とした制度です。
2. 上記の歯科医師で、本制度を希望する場合は郡市区歯科医師会を経由して、登録書に登録料を添えて申込みするものとする。
3. 上記の歯科医師の登録は一年毎とし、毎年4月に更新をして歯科医師免許取得後7年を限度とする。
4. 上記の歯科医師は、本会正会員としての権利・義務は生じないものとする。
5. 上記の歯科医師は、本会主催の学会・研修会等に参加できる。
6. この取扱いは、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

歯科医師臨床研修医の取扱い

1. 歯科医師臨床研修医が、将来本会の正会員となるために下記の取扱いをする。
2. 歯科医師法第16条の2に規定する歯科医師は、北海道歯科医師会並びに郡市区歯科医師会主催の学会・研修会等に参加できる。
3. 上記の歯科医師で、本制度を希望する場合は研修医登録書にて申込みするものとする。
4. 上記の歯科医師は、本会正会員としての権利・義務は生じないものとする。
5. この取扱いは、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会選挙規則 (選挙管理会規則)

(目 的)

第1条 この規則は、本会役員並びに代議員及び予備代議員選挙、会長予備選挙、日歯代議員及び予備代議員選挙に関する事務を管理する選挙管理会について定めるものとする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙に関する事務は、本規則に特別の定めがある場合を除いて、選挙管理会がこれを管理する。

2. 代議員会における選挙の執行は、代議員会議長の指示により選挙管理会がこれを行なう。

(組織・任務等)

第3条 選挙管理会は、委員5名をもって組織する。

2. 委員は、定款第5条に規定する正会員にして、入会申し込み後、定款第6条第2項の規定により、理事会の承認を受け、その承認を受けた月の翌月を迎えた者の中から代議員会の議決による指名に基づいて会長が委嘱する。
3. 代議員会は、前項の規定による委員の指名を行なう場合においては、同時に予備委員5名を序列を付して指名しなければならない。
4. 委員が欠けた場合または故障のあった場合は、予備委員がその序列に従い、その職務を行なう。予備委員が欠けた場合は、同時に委員の指名を行なうときに限り、予備委員の指名を行なう。
5. 委員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。
6. 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。
7. 第2項、第5項の規定は、予備委員について準用する。
8. 選挙管理会は、委員長及び副委員長各1名を互選による。
9. 委員並びに予備委員は、本会役員及び代議員、予備代議員を兼ねることはできない。
10. 委員並びに予備委員は、在職中に役員候補者となること、または候補者を推薦

することができない。

11. 会長は、理事会の決議に基づき、選挙事務の管理の必要が生じたときには、選挙管理会を招集する。なお、このほか選挙管理会委員長が必要と判断した場合に選挙管理会を招集できる。

(選挙管理会の職務)

第4条 選挙管理会は、選挙に関し次の事項を行なう。

- (1) 選挙人名簿の作成に関する事項
- (2) 選挙の公示に関する事項
- (3) 立候補の受付及びその辞退に関する事項
- (4) 選挙公報の発行に関する事項
- (5) 立会演説会に関する事項
- (6) 投票用紙の様式及び作成に関する事項
- (7) 投票及び開票に関する事項
- (8) その他選挙に関する一切の事項

(選挙の公示)

第5条 選挙管理会は、第1条に関する選挙等の期日をその期日前30日までに公示しなければならない。

(選挙結果の報告と掲示)

第6条 選挙管理会は、選挙が終了したときは、直ちにその結果を会長に報告し、会長は公示板に掲示し、代議員並びに会員に通知しなければならない。

(選挙録の作成及び保存)

第7条 選挙管理会は、選挙の経過を記載した選挙録を作成し、委員全員が署名押印しなければならない。

2. 前項の選挙録は会長に渡し、会長はこれを2年間保存しなければならない。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 本規則施行の際、平成25年3月31日現在の選挙管理委員会及び予備委員は、改正後の規則の規定に基づき委員に委嘱されたものとみなす。ただしこのときの委員の任期は、平成26年6月末日までとする。
3. 平成25年に行われる各選挙については、この選挙規則に基づき行うものとみなす。

附 則

1. この規則は平成28年6月25日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会選挙規則 (役員選挙等規則)

(目 的)

第1条 この規則は、定款第24条に規定する本会理事及び監事（以下、「役員」という）に関する選挙並びに公益社団法人日本歯科医師会（以下「日歯」という）代議員選挙規則第5条の規定に基づき、日歯代議員及び予備代議員に関する選挙について定めるものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 定款第14条の規定による代議員は、選挙権を有する。

2. 定款第5条に規定する正会員にして、2年以上経過したものが被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りではない。

(議 案)

第3条 理事会は、代議員会の目的である役員の選任に係る議案を決定する。

(選挙の時期)

第4条 役員等の選挙は、定時代議員会において行う。ただし、特別の事情あるときは、会長は、理事会の議決を経てその期日を変更し、臨時代議員会にて実施することができる。

(選挙期日の公示)

第5条 選挙管理会は、第1条に関する選挙等の期日をその期日前30日までに公示しなければならない。

2. 立候補者は、公示の日から5日以後10日までの午前9時30分から午後5時30分までの間に次の内容を記載した書面により、選挙管理会に立候補の届出をしなければならない。ただし、届出期間に土曜、日曜、祝祭日があるときは、それを除いた期間とする。郵便による届出については、上記の期間に必着とする。

(立候補届)

第6条 立候補の届出書には、候補者になろうとする者は以下のものを添える。

(1) 立候補届出書

立候補者署名捺印、氏名、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称、略歴

(2) 推薦者

被推薦者氏名、10名の正会員の推薦者署名捺印、推薦者には1人以上は本会の代議員を含むものとする。

(候補者一覧表の作成及び送付)

第7条 選挙管理会は、候補者一覧表を作成し、公示板に掲示するとともに選挙権者(代議員)に速やかに送付しなければならない。

(候補者の辞退届出)

第8条 候補者であることを辞退しようとするときは、代議員会前日午後5時30分までに選挙管理会に文書で届出なければならない。

(会場の閉鎖)

第9条 議長は、選挙開始を宣言すると同時に議場の出入口を閉鎖し、選挙権を有する代議員の数を確定しなければならない。

(投票及び開票立会人)

第10条 議長は、出席代議員の中から投票及び開票立会人5人を指名し、又は代議員の互選により決定した者を投票に立会わせ、または開票に立会わせなければならない。

(役員選挙の方法)

第11条 選挙は投票により行う。

2. 投票は1人1票とする。

3. 前項の投票は、連記無記名とする。投票用紙には役員候補者の氏名を記載し、役員候補者に記号を記載する欄を設けなければならない。

4. 第3項の投票用紙の記号の記載方法その他必要な事項は別の実施要領を定める。

5. 候補者が定数を超えない場合であっても、候補者一人一人について投票を行う。

(日商代議員及び予備代議員選挙の方法)

第12条 選挙は投票により行う。

2. 選挙は単記無記名投票による。投票は1人1票とし、高点者より順次得票順に当選者とする。得票の数が同じときは、くじで当選を決める。

3. 候補者が定員を超えないとき、または超えなくなったときは、代議員会の議決を経て投票によらないで、その候補者を当選者とすることができる。

(投票用紙の手交)

第13条 選挙管理委員会委員は、投票所において選挙権者に投票用紙を手交する。

(投票所における秩序保持)

第14条 投票が開始せられたときは、何人も演説討論をし、若しくは喧騒にわたりまたは投票に関し協議もしくは勧誘をし、その他選挙の秩序をみだしてはならない。

2. 前項の規定に抵触する行為をした者に対し、議長は、これを制止しまたは退場させることができる。

3. 前項により退場させられた者は、投票の最後に投票させる。

(投票箱の閉鎖)

第15条 選挙管理委員会委員長は、投票が終わったときは、その旨を議長に報告し、議長は投票終了を宣告してから、投票箱を閉鎖させる。

2. 前項の宣告があった後は、投票を認めない。

(開 票)

第16条 選挙管理委員会委員は、投票箱を開放し投票の総数と投票者の総数を計算する。

2. 選挙管理委員会委員長は、投票の内容を調査し、得票数を議長に報告する。

(無効投票)

第17条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの。

(2) 他事を記載したもの。

(3) 何を記載したかを確認し難いもの。

(4) 前各号のほか、選挙管理委員会が無効と判断したもの。

2. 無効投票の判定については、選挙管理会は、開票立会人の意見を聞かなければならない。

(役員選挙の当選者)

第18条 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに定款第22条第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

2. 得票同数の場合には候補者本人のくじによる。

3. 候補者本人不在の場合、候補者が委任した代理人がこれを行う。

4. 当選者が欠けたときは、次点の者の繰り上げは行わない。この場合の措置は理事会が決める。

(当選者の決定と報告)

第19条 議長は、第16条第2項の規定により選挙管理委員会委員長から報告を受けたときは当選者を決定し、直ちに議場及び会長に報告しなければならない。

(当選者の掲示)

第20条 前条の報告を受けた会長は、これを公示板に掲示しなければならない。

2. 前項の掲示は、当選者が就任する日まで掲示するものとする。

(選挙録の作成及び保存)

第21条 選挙管理会は、選挙の経過を記載した選挙録を作成し、委員全員が署名押印しなければならない。

2. 前項の選挙録は会長に渡し、会長はこれを2年間保存しなければならない。

附 則

1. この規則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成25年に行われる役員選挙等は、この選挙規則に基づき行うものとみなす。
3. この規則は、次の日付において改正し、施行する。

- (1) 平成29年3月4日

一般社団法人北海道歯科医師会選挙規則 (代議員選挙規則)

(目 的)

第1条 この規則は、定款第14条第3項の規定に基づき、代議員に関する選挙等について定めるものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 定款第5条に規定する正会員にして、入会申込み後、定款第6条第2項の規定により理事会の承認を受けた者は、承認を受けた月の翌日より選挙権を有する。また、被選挙権については、正会員として引続き2年以上経過したものが被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りではない。

(代議員及び予備代議員の選挙)

第3条 代議員及び予備代議員の選挙は、郡市区歯科医師会の総会において行なう。

2. 郡市区歯科医師会長は、前項の選挙を行なう場合には、その旨を公示しなければならない。
3. 郡市区歯科医師会は、代議員及び予備代議員の選挙に関し、この規則に定めるもののほか必要な規則を定め、本会の選挙管理会に届け出なければならない。
4. 第1項の代議員の選出数は、定款施行規則第13条に規定する員数による。
5. 代議員の選挙と同時に代議員と同数の予備代議員を選挙する。

(代議員及び予備代議員の選挙の通告)

第4条 会長は、代議員の任期満了の1ヵ月以上前に、代議員及び予備代議員の選挙につき、郡市区歯科医師会長に通告するものとする。

(代議員選挙後会員数異動の場合)

第5条 代議員選挙後会員数の異動に伴い、選出する代議員の数に異動を生じたときは、次の改選期において定款施行規則第14条の規定によりその数を変更する。

(代議員及び予備代議員の補欠選挙)

第6条 代議員及び予備代議員に欠員を生じたときは、その郡市区歯科医師会において補欠選挙を行なう。

(代議員及び予備代議員の資格喪失)

第7条 代議員及び予備代議員が郡市区歯科医師会の所属を変更したときは、その資格を失うものとする。

(代議員及び予備代議員当選者の通知)

第8条 郡市区歯科医師会長は、代議員及び予備代議員の選挙において当選者が確定したときは、選挙の日から7日以内に文書で北海道歯科医師会長に報告しなければならない。第6条の代議員及び予備代議員の補欠選挙についても同様とする。

(代議員会の議長及び副議長の選挙)

第9条 代議員会の議長及び副議長は、代議員総選挙後の最初の代議員会において選挙する。

2. 前項に定めるもののほか、本会において行なう選挙については、この規則を準用する。

附 則

1. この規則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成25年に行われる代議員選挙は、この選挙規則に基づき行うものとみなす。

一般社団法人北海道歯科医師会選挙規則 (会長予備選挙規則)

(目 的)

第1条 この規則は、定款33条第2項の規定に基づく会長予備選挙に関して定めるものとする。

2. 前項の会長予備選挙とは、代議員会で選任する理事のうち、選任後の理事会において代表理事となるべき会長の候補者を、正会員の意思で予め選挙することにより、理事会による代表理事の選任の参考とするために行うものである。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は歯科医師としての矜持と品位を保ち、良心と職責にはじめよう良識をもって厳選に施行する。

(選挙権の行使)

第3条 選挙権の行使は、理由のいかんを問わず、委任を認めない。

(会長予備選挙の選挙権及び被選挙権)

第4条 定款第5条に規定する正会員にして、入会申込み後、定款第6条第2項の規定により理事会の承認を受けた者は、承認を受けた月の翌月より対象者となる。

(定款第8条による会費及び負担金の未納者、定款施行規則第4条による異動先の郡市区歯会に所属しないものは含まない)

2. 正会員は、その所属郡市区歯科医師会(2以上の郡市区歯科医師会に属する者にあつては、あらかじめ本会に届出した主たる就業所のある郡市区歯科医師会とする。以下同じ)においてのみ対象者とする。

3. 準会員は、対象者とししない。

4. 定款第5条に規定する正会員にして、2年以上経過したものが被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りではない。

(選挙人名簿)

第5条 選挙人名簿は、基準日における正会員名簿を用いるものとする。

2. 前項の基準日は公示日の前日とする。

(選挙人名簿の閲覧)

第6条 第4条の規定の対象者は、前条の名簿を閲覧することができる。

(選挙事務の管理)

第7条 この規則における選挙事務は、選挙管理会が管理する。

(会長予備選挙の時期)

第8条 会長予備選挙は、現在の会長の任期満了の年の3月の代議員会前日までに行なう。ただし、選挙結果により、再選挙を行う必要が生じた場合、また当選者が欠けた場合はこの限りではない。

2. 前項の会長予備選挙は、特別の事情があり実施困難な場合は、理事会の議決により中止またはその期日を変更することができる。

(会長予備選挙期日の公示)

第9条 会長は、理事会の議を経て会長予備選挙の期日をその期日前30日までに公示しなければならない。

2. 立候補者は、公示の日から3日以後7日までの午前9時30分から午後5時30分までの間に次の内容を記載した書面により、選挙管理会に立候補の届出をしなければならない。ただし、届出期間に土曜、日曜、祝祭日があるときは、それを除いた期間とする。郵便による届出については、上記の期間に必着とする。

(1) 立候補届出書

氏名、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称、略歴

(2) 立候補趣意書

立候補趣意、立候補者署名捺印

(3) 推薦者

被推薦者氏名、10名の選挙権の有する会員の推薦者署名捺印

(候補者一覧表及び投票用紙の送付)

第10条 選挙管理会は、候補者一覧表を作成し、選挙権者に速やかに送付しなければならない。

2. 選挙管理会は、選挙期日の10日前までに実施に関する事項を定めて、所定の投票用紙、投票用内封筒、郵送用外封筒とともに選挙権者に送付しなければならない。

(候補者の辞退届出)

第11条 候補者であることを辞退しようとするときは、選挙期日（開票日とする）の20日前の午後5時30分までに選挙管理会に文書で届出なければならない。

(選挙運動)

第12条 選挙に関する選挙運動は次のものとする。

- (1) 立会演説会を、北海道歯科医師会館において1回開催し、その映像を収録し、
本会ホームページの会員専用ページに掲載する。
- (2) 候補者の演説についての必要事項は、選挙管理会の指示に従うものとする。ただし、演説の順位は届出の順位による。
- (3) 候補者届出締切後における文書による活動を認める。ただし、文書に関する検印と数の制限は選挙管理会で行なう。

(候補者の選挙公報を送付し、本会のホームページにも掲載する)

- (4) 文書による活動は以下の制限を設ける。
 - ① 文書の内容は、候補者の施政方針に関する事項に限る。
 - ② 文書は、白地に黒単色で、封書にあっては、大きさはA4版とし、枚数は2枚を限度とする。
 - ③ 候補者届出締切後における文書活動は1回とする。封書に代わって葉書で活動する場合にあっても、その活動は回数に含まれる。
いかなる名目でも、同一候補に関するものと認め、この回数を超えることはできない。
 - ④ 選挙管理会が行なう立会演説会時における文書の活動を別途認める。その方式は②に準じる。

第13条 候補者はもとより何人も、戸別訪問及び金品授受は、これを禁止する。

(選挙違反に対する罰則等)

第14条 選挙違反の事実がある場合は、選挙管理会で協議し違反者に警告、厳重注意をし、選挙権者に事実の公表等を行うことができる。

2. 選挙違反の内容によっては、選挙管理会で協議し当選を無効とすることができる。
3. 選挙管理会の決定に異議のある者は、第20条にしたがい、異議を申立てることができる。

(投票の方法)

第15条 選挙は、郵送書面にて投票する。

郵送書面投票は、所定封筒を使用し郵便によって行なう。

2. 選挙権者は、投票用紙に候補者の氏名を自書にて記載し、所定の投票用内封筒に入れて封をし、これをさらに投票者の住所氏名を明記した所定の郵送用外封筒に入れ封をして、本会選挙管理会に郵送するものとする。(郵便局留置)
3. 投票用紙は、選挙期日の前日までの郵便局留置をもって有効とし、それ以外のものは無効票とみなす。

ただし、投票用紙がやむを得ない社会情勢により選挙期日(開票日とする)の前日までに到着することが不可能と思われる場合は、選挙管理会がその処理を決定する。

(開 票)

第16条 選挙管理会は、選挙期日(開票日とする)郵便局に出向き投票用紙を選挙管理会が定める方法により厳重に保管し、本会において選挙管理会が事前に定めた時間に、開票立会人の立会のもとに開封する。

2. 開票立会人は、選挙管理会が指名した者及び許可した者に限る。

(無効投票)

第17条 次の投票は無効とする。

- (1) 本会所定の投票用紙・投票用内封筒・郵送用外封筒を用いないもの。
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
- (3) 数名の氏名を記載したもの。
- (4) 他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りでない。
- (5) 何人を記載したかを確認し難いもの。
2. 無効投票の判定については、選挙管理会は、開票立会人の意見を聞かなければならない。

(当 選 者)

第18条 有効最多数を得た者を当選者とする。ただし、候補者が定数であるときは、選挙によらず当選者とする。

2. 得票同数の場合には候補者本人のくじによる。
3. 候補者本人不在の場合、候補者が委任した代理人がこれを行なう。

(選挙結果の報告と掲示)

第19条 選挙管理会は、選挙が終了したときは、直ちにその結果を会長に報告し、公示板・本会ホームページの会員専用ページに掲載する。

(異議の申し立て)

第20条 選挙又は当選の決定に異議ある選挙人は選挙人5名以上の署名捺印を得て、当選決定の日から2週間以内に、選挙管理会に対して文書をもって異議の申し立てをすることができる。

2. 選挙管理会は、前項の申し立てを受けたときは、委員会を開催してこれを裁定しその結果を、申し立てを受理した日より1カ月以内に、申し立て人に通告するものとする。

3. 選挙管理会の裁定に対しては、再び異議の申し立てはできない。

(異議申し立て成立の場合の処理)

第21条 選挙管理会は、前条の異議申し立てが正当な理由ありと認めたときは、選挙を取り消して、再選挙を行なうことができる。

(選挙録の作成及び保存)

第22条 選挙管理会は、選挙の経過を記載した選挙録を作成し、委員全員が署名押印しなければならない。

2. 前項の選挙録は会長に渡し、会長はこれを2年間保存しなければならない。

附 則

1. この規則は平成28年6月25日から施行する。

一般社団法人北海道歯科医師会代議員会議事規則

第1章 総 則

第1条 代議員は招集の告示に指定された日時までに議場に集合しなければならない。

2. 代議員の席次は郡市区歯科医師会別に抽選で決める。

第2条 開議の時刻に至るときは、議長その席に着き出席代議員の氏名を点呼する。

第3条 出席代議員定数に達したときは、会議を開くことを宣告する。

2. 議長、開議を宣告せざる間は、何人も議事に付発言してはならない。

第4条 議事録に署名する代議員は2名とし議長が会議の始めに指名する。

第2章 議 事 日 程

第5条 議長は、会長よりあらかじめ通告された議事日程の順序により会議を進行する。

第6条 議長が必要であると認めるとき、或いは代議員の動議があったとき、議長は会議にはかり討論を用いなくて議事日程を変更することができる。

第3章 動 議

第7条 代議員は動議を提出することができる。

2. 前項の規定による動議の提出は、提案理由を付し、発議者のほかに1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

3. 議事進行に関する動議は前項の規定によらない。

第8条 修正の動議は、その案をそなえ、発議者のほかに1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2. 但し、緊急なものは議場で陳述することができるが、1人以上の賛成者を必要とする。

第9条 議長は、前2条に規定する動議について、提案者に説明させた後、議場に諮り、多数決をもってこれを議題とする。

2. 但し、議長が提案説明の必要がないと認めた時は、直ちに採決することができる。

第4章 議 事

第10条 会議に付する案件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

2. 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。

第11条 議長は必要により議題とした議案の説明を提案者に求めることができる。

第12条 議長は、会議に付する案件について提案者に説明させ質疑、討論を行い、その終結の後表決に付する。

第5章 発 言

第13条 代議員が発言しようとするときは、起立又は挙手により議長を呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

第14条 2人以上起立又は挙手により発言を求めたときは、議長は先に起立又は挙手をした者と認めた者を指名して発言させる。

第15条 代議員の発言は、すべて議長に向ってこれをなさなければならない。

2. 発言はすべて議案外に渉り又はその範囲を超えてはならない。

第16条 議長が討論しようとするときは、議案朗読後代議員席に着き代理者を議長席に着かせなければならない。

2. 議長が討論したときは、その議題の表決が終わるまで議長席に復することができない。

第17条 質疑又は討論が終ったときは、議長はその終結を宣告する。

2. 発言が尽きないときは、代議員から質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3. 質疑又は討論終結の動議が成立したときは、議長は討論を用いずに直ちにその表決をとらなければならない。

第18条 傍聴者は発言することができる。その方法は、別に定める。

第6章 表 決

第19条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する議案を会議に宣告する。

第20条 表決を宣告するとき議場に現在いる代議員は可否の数に加わらなければならない。代議員は自己の表決について更正を求めることはできない。

第21条 表決の方法は挙手、起立、無記名及び記名投票の4種とし議長が適宜これを運用する。

第22条 同一の議題について数個の修正案が提出されたときは、原案に最も遠いものから先に表決をとる。

2. 修正案が凡て否決されたときは、原案について表決をとる。

第7章 規 律

第23条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

第24条 代議員は会議中みだりに議場を離れてはならない。

第25条 議長は議場の規律を乱したと認めた者を退場させることができる。

2. 退場を命ぜられた者は当該会議が継続する間は議場に入ることはできない。

3. そのほか、規律に関する事柄は、すべて議長が決める。

第8章 議 事 録

第26条 議事録には次の事柄を記載する。

- (1) 開会、閉会の顛末
- (2) 会議始終の年月日及び時刻
- (3) 出席代議員の氏名
- (4) 出席理事及び出席を求めたものの氏名
- (5) 書記の氏名
- (6) 会議に付した議題

(7) 議事顛末

(8) 選挙の顛末及び選挙者の氏名

第27条 議事録は、議長及び当日議長の指名した出席代議員2名がこれに署名捺印し、これを本会に保管する。

第9章 議事付託に関する特別委員会

第28条 議案の調査、文案の起草に関し、必要あるときは、議長又は会議により、議事付託に関する特別委員会（以下「委員会」という）に付託することができる。

2. 委員会に必要な規約は、別に決める。

第29条 委員は議長が指名し、又は代議員に互選させることができる。

第30条 委員会においては、委員長1名、副委員長1名を互選しなければならない。

第31条 委員会は、委員長がこれを招集する。

第32条 委員長は、本会議の開催中においても議長の許可を経て委員会を招集することができる。

第33条 委員会の審議は、会議の付託した案件以外に涉ることができない。

第34条 委員長は委員会の議事を整理し、その経過及び結果を会議に報告しなければならない。

第35条 委員会は、委員半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

第36条 委員会の決議は、出席者の過半数を以てしなければならない。可否同数のときは、委員長がこれを決する。

第37条 委員会に付託された案件の発議者又は提出者は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第38条 委員会に付託された案件で会期中に審議を終了しないときは、会議により会期終了後においても継続し、その結果を次期の代議員会に報告させる。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106

条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この規則は平成28年6月25日から施行する。

代議員会議事規則に関わる傍聴者の発言の取扱い

この取扱いは、代議員会議事規則第18条の規定に基づき正会員傍聴者の発言の取扱いについて定めるものとする。

- 傍聴者の発言は、定款第5条1項の正会員に限る。
- 傍聴者の発言は、所定用紙に必要事項を記入の上、代議員会開催20日前の午後5時30分までに北海道歯科医師会総務課迄申込みとする。
- 傍聴者の発言は、原則5名以内（先着）とする。
- 傍聴者の発言は、原則事前質問とし、代議員会議事規則に基づく。

一般社団法人北海道歯科医師会入院補償共済保険規則

(制定の趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人北海道歯科医師会（以下「本会」という）定款第4条第1項第10号の規定に基づき、これを定める。

(入院補償共済保険制度の目的)

第2条 入院補償共済保険制度（以下「本制度」という）は、正会員の相互扶助の理念に則し、会員の福祉共済を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規則において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 契約者 正会員のうち、本制度への加入を申し出て保険契約を締結した者をいう。
- 二 被保険者 契約者（会員）本人とする。
- 三 受給権者 受給権者を共済保険金の受取人とする。
- 四 保険年度 4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、契約日が4月1日以外の場合は、最初の保険年度は、契約日からその後に最初に到来する3月31日までの期間とする。
- 五 通算支払日数 契約日以降、入院補償共済保険金の支払いを受けた日数の合計をいう。
- 六 平成8年規則 平成8年4月1日施行の社団法人北海道歯科医師会休業補償共済規則を指す。
- 七 平成10年規則 平成10年4月1日施行の社団法人北海道歯科医師会休業補償共済規則を指す。

(事務の分掌)

第4条 入院補償共済保険事業の事務の一部は、この規則の定めるところにより、郡市区歯科医師会に分掌させることができる。

(共済保険金の支払事由および給付金額)

第5条 本制度により支払われる共済保険金は入院補償共済保険金である。

- 2. 入院補償共済保険金の支払事由は、被保険者が入院したときであり、入院1日

につき18,000円を支払う。ただし、満60歳に達した日の属する保険年度の翌保険年度以降は入院1日につき15,000円を支払う。

3. 前項の入院は、保険期間内における入院に限るものとする。
4. 本制度における通算支払日数が120日を超えた場合には、121日目より前項に規定する金額の半額を支払うものとする。
5. 入院補償共済金の1保険年度の支払限度日数は60日とする。ただし、満70歳に達した日の属する保険年度の翌保険年度以降は、60日から通算支払日数を減じた日数とする。

(保 険 料)

第6条 この共済保険契約の保険料は本会の定める保険料とする。

(入院補償共済保険制度における共済保険金の受給権者)

第7条 この保険契約における共済保険金の受給権者は契約者本人とする。

2. 契約者本人が共済保険金支払申請手続き未了のまま死亡した場合の受給権者は、契約者本人が生前に受給権者を指定していた場合にはその受給権者（以下「指定受給権者」という）とし、その受給順位は指定の順位とする。ただし、指定した全ての者が契約者本人よりも前に死亡していた場合、受給権者は第3項の順位とする。
3. 契約者本人による共済保険金の受給権者の指定がない場合の受給順位は次のとおりとする。

第1順位 配偶者

第2順位 子

第3順位 孫

第4順位 直系尊属（父母他）※

第5順位 兄弟姉妹

第6順位 兄弟姉妹の子

※親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

受給権者が第2・3・4・5および6順位の場合はそれぞれ全員が対象となる。

4. 第2項および第3項による共済保険金の受給権者がいない場合は、共済保険金の受給権者を当該契約者の所属の郡市区歯科医師会の意見を徴し、理事会の議を経て会長が決める。

5. 第2項および第3項による共済保険金の受給権者が、共済保険金支払申請手続き未了のまま死亡した場合の当該共済保険金の受給権者は、死亡した受給権者を被相続人とした民法の規定とする。

(共済保険金受給権の保護)

第8条 共済保険金支払いは、会員の相互扶助によるものであるので、民法に定める担保物件に関する規定の適用を受けるものではない。

(共済保険金受給権の処分禁止)

第9条 本制度に基づく共済保険金の受給権は、譲り渡し、または担保に供することができない。もし譲り渡し、または担保に供してもこれをもって本会に対抗することができない。

(契約者の範囲)

第10条 本制度の契約者は、本会定款第5条第1項第1号の規定に基づく正会員であることを要件とする。

2. 本会の入会手続き時において満61歳以上の者は、本制度に加入することができない。

3. 本会入会承認日の翌日以降は加入申込を受け付けない。ただし、相当の理由があり、本会理事会の裁定に基づき条件付きで認められる場合はこの限りでない。

(責任開始日および契約日)

第11条 契約者が、本会定款第5条第1項第1号に規定される会員資格を取得した場合には、本会は、重要事項説明書をもって契約内容の説明を行い、契約締結の意向を確認するものとし、所定の様式による保険契約申込書に所要事項を記入させ、署名または記名捺印を得たうえで、これを本会に提出させる。

2. 本会は、本会入会申込書に記載された入会年月日から共済保険契約の責任を負う。

3. 前項により本会の責任が開始される日を契約日とする。

(保険期間)

第12条 本制度の保険期間は、契約日から満75歳に達した日の属する保険年度の末日までとする。

(共済保険証券)

第13条 本会は、共済保険契約を締結した場合、共済保険証券に替え次の各号に定め

る事項を記載した共済保険加入通知書を契約者全員に交付する。

- 一 本会の名称
- 二 契約者の氏名
- 三 支払事由
- 四 保険期間
- 五 共済保険金日額およびその支払方法
- 六 保険料および払込回数
- 七 契約日
- 八 共済保険加入通知書を作成した年月日

(保険料の払込)

第14条 契約者は、本制度への加入の申し出と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、毎年4月末日までに払込みをしなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、満70歳に達した日の属する保険年度の翌保険年度以降は、保険料の払込みを免除する。

3. 保険料の払込みを怠った契約者は、速やかに保険料を払い込まなければならない。

(保険料の払込方法)

第15条 契約者は、第1回保険料を所属の郡市区歯科医師会を通じて本会に払い込むものとする。

2. 第2回以降の保険料については、直接本会に払い込むものとする。

3. 本会は、保険料を領収した場合、保険領収書の発行をする。

(クーリング・オフ)

第16条 契約者は、共済保険契約の申込日と共済保険契約の申込みの撤回または解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済保険契約のクーリング・オフを行うことができる。

2. 契約者は、前項の契約者が発信する書面に、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、共済保険契約の申込みを行った年月日ならびに契約者の氏名および住所を記載した上で、自署または記名捺印を行うものとする。

3. 前項のクーリング・オフが行われた場合で、既に保険料が払い込まれていたと

きは、本会はその全額を速やかに契約者に返還する。

(猶予期間および保険契約の失効)

第17条 第2回以降の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から起算して11カ月間の払込猶予期間を認める。ただし、払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失い、当該契約者はこの規則による共済保険金を受け取る権利を失う。

(猶予期間中に共済保険金の支払事由が発生した場合)

第18条 保険料払込猶予期間中に共済保険金の支払事由が生じたときは、本会は、未払込保険料を支払うべき共済保険金の額から差引いて支払う。

2. 共済保険金が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その払込猶予期間が満了するときまでに未払込保険料を払い込まなければならない。この未払込保険料が払い込まれない場合は、本会は共済保険金を支払わない。

(保険期間中の保険料の増額または共済保険金額の削減等の調整)

第19条 本会は、その業務または財産の状況に照らして認可特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約に基づく責任期間中であっても、主務官庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

- 一 保険料を増額、共済保険金日額（入院1日あたりの給付金額をいう。以下同様とする）を減額または支払日数を短縮すること
2. 前項の変更を行う場合には、施行規則に規定される審議会の答申を得た上で、本会理事会の議により、本会代議員会の議決を経て主務官庁への認可申請を行う。
3. 前項に定める主務官庁の認可を取得した後ただちに、その対象となる共済保険契約の契約者に通知する。

(詐欺による取消)

第20条 本制度への加入に際して、契約者または受給権者に詐欺の行為があったときは、当該契約者の加入を取り消すことができる。この場合、本会は、すでに払い込まれた保険料を払い戻さない。

(不法取得目的による無効)

第21条 契約者が共済保険金を不法に取得する目的または他人に共済保険金を不法に取得させる目的をもって本制度へ加入したときは、共済保険契約は無効とする。この場合、本会は既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

(告知義務)

第22条 本会は、本制度の共済保険契約の締結に際し、告知を要しない。

(重大事由による保険契約の解除)

第23条 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済保険契約または契約者の加入を将来に向かって解除することができる。

- 一 契約者が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）した場合
 - 二 受給権者が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含む）した場合
 - 三 この共済保険契約の共済保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含む）があった場合
 - 四 第一号から第三号に掲げるもののほか、共済保険金の受取人に対する信頼を損ない、この共済保険契約の存続を困難とする第一号から第三号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
2. 本会は、共済保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの契約を解除することができる。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済保険金の支払を行わない。また、既に共済保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。
3. 本条による解除は、契約者に対する通知により行う。
4. 本会は、第1項により当該共済保険契約の解除した場合において、保険料は返還しない。

(共済保険金の請求および支払時期等)

第24条 共済保険金の支払事由が生じたときは、入院補償共済保険金請求申請書に必要な書類を添えて郡市区歯科医師会を経て本会に請求するものとする。共済保険金の支払いは、その請求に基づき本会理事会で審査する。

2. 本会は、共済保険金支払いを行う場合、当該契約者に未納の本会会費、保険料がある場合は、それらに相当する額を共済保険金支払額から差引く。
3. 共済保険金の支払いは、請求のために必要な書類が本会に到着した日（以下、「請求日」という）の翌日から起算して60日以内に受給権者の指定する金融機関等の口座に振り込むものとする。

4. 共済保険金受給権者を起因とする請求の不備があった場合は、不備を解消した日から60日以内に受給権者の指定する金融機関等の口座に振り込むものとする。
5. 民事訴訟等により第3項に定める振込みができない場合は、判決確定後もしくは裁判所の指示に基づき、第1項に定める本会理事会による審査の日から60日以内にしかるべき受給権者の指定する金融機関等の口座に振り込むものとする。
6. 本会は、第3項から第5項に定める期日を超えて共済保険金を支払う場合には、その期日の翌日から支払日までの日数について、支払うべき共済保険金の額に年5%の割合により計算した遅延利息を支払う。

(保険契約の解約)

第25条 契約者は、いつでも、将来に向かって本制度から解約することができる。

2. 解約した場合、解約日以降、当該契約者は本制度における共済保険金を受け取る資格を失う。
3. 第10条第3項の規定に該当する場合を除き契約者は本制度へ再契約（加入）することはできない。
4. 契約者が解約の請求をするときは、解約請求書を本会に提出するものとする。

(解約返戻金)

第26条 前条の規定により契約者が解約した場合、第28条の規定に基づき保険料を返還する。

(共済保険契約の消滅)

第27条 本制度の共済保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもって失われる。

号	共済保険契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
一	契約者の死亡のとき	契約者の死亡年月日
二	契約者の本会からの退会	退会年月日
三	猶予期間の満了 [猶予期間及び保険契約の失効]（第17条関係）	猶予期間満了日
四	重大事由による保険契約の解除 （第23条関係）	重大事由による解除の通知の到達日
五	保険契約の解約 （第25条関係）	解約日